

基安安発 0131 第 1 号
国不専建第 63 号
令和 5 年 1 月 31 日

各都道府県建設業担当部局長 様
各都道府県入札契約担当部局長 様

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(公 印 省 略)
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第 9 条第 1 項（都道府県計画）
に係る対応等について

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号。以下「法」という。）では、法第 9 条第 1 項において「都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（都道府県計画）を策定するよう努める」こととされており、各都道府県においては、都道府県計画の策定や当該計画の実行等により建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進していただいていると承知しています。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定。別添 1）において、都道府県計画の策定等に関する対応が決定されたことを踏まえ、法第 9 条第 1 項に則った対応及び当該計画に係る推進体制について下記のとおりお知らせします。

なお、都道府県労働局長に対しては、「建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和 5 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 2 号。別添 2）により、地方整備局長等に対しては、「「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第 9 条第 1 項（都道府県計画）に係る対応等について」（令和 5 年 1 月 31 日付け国不専建第 64 号。別添 3）により通知していることを申し添えます。

記

1 法第 9 条第 1 項に則った対応について

都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めるものとされているところであるが、当該計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実

情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であること。

2 都道府県計画に係る推進体制の柔軟な対応について

当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であること。

【関係部分抜粋】

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和4年12月20日
閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【厚生労働省】

（（1）～（52）略）

（53）建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平28法111）

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画（9条1項）については、以下のとおりとする。

- ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制につ

いては、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。

- ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画（8条1項）の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：国土交通省）

（略）

【国土交通省】

（（1）～（31）略）

（32）建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平28法111）

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画（9条1項）については、以下のとおりとする。〔再掲〕

- ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。
- ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画（8条1項）の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

（後略）

基安安発 0131 第 2 号
令和 5 年 1 月 31 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について

建設工事関係者連絡会議（以下「本連絡会議」という。）の設置については、「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成 26 年 4 月 11 日付け基安安発 0411 第 1 号。以下「部長通達」という。）をもって指示されているところである。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（平成 28 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「都道府県計画」という。）について、「当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和 4 年度中に通知する」とされたところである。

都道府県が行う都道府県計画の策定及び改定、都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進等に当たって、本連絡会議を活用することはもとより差し支えないものであり、地域の実情に応じ都道府県が主催する会議と一体的に開催する等、都道府県からの協力要請等に対して可能な限り配慮の上、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に努められたい。

なお、法第 9 条第 1 項において、都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めるものとされているところであるが、当該計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であることについては、本件と併せて別添のとおり都道府県に対して通知しているので了知されたい。

国不専建第 64 号
令和 5 年 1 月 31 日

各 地方整備局 建政部長
北海道開発局 事業振興部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第 9 条第 1 項（都道府県計画）
に係る対応等について

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号。以下「法」という。）では、法第 9 条第 1 項において「都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（都道府県計画）を策定するよう努める」こととされており、各地方整備局等においては、各都道府県による都道府県計画の策定や当該計画の実行等により建設工事従事者の安全及び健康の確保が推進されるよう取組を進めていただいていると承知しています。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定。別添 1）において、都道府県計画の策定等に関する対応が決定されたことを踏まえ、法第 9 条第 1 項に則った対応及び当該計画に係る推進体制について下記のとおり通知します。

なお、都道府県建設業担当部局長及び都道府県入札契約担当部局長に対しては、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第 9 条第 1 項（都道府県計画）に係る対応等について」（令和 5 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 1 号、国不専建第 63 号。別添 2）により通知していることを申し添えます。

記

1 法第 9 条第 1 項に則った対応について

都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めるものとされているところであるが、当該計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であること。

2 都道府県計画に係る推進体制の柔軟な対応について

当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であること。

なお、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から都道府県労働局労働基準部長に対して、「建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和5年1月31日付け基安安発 0131 第2号。別添3）が通知されていることを申し添える。